

(名称)

第1条 学校法人日本女子大学は、日本女子大学社会連携教育センター（以下「本センター」という。）を設置する。

2 本センターの英語名称をJWU Education Center for Social Collaboration（略称JSC）とする。

(目的)

第2条 本センターは、日本女子大学（以下「本学」という。）の研究成果及び学生が学内外で学んだ成果を社会に還元し、物的・人的資源の活用による地域等との連携・交流を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 本センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域連携事業
- (2) 産官学教育連携事業
- (3) 体験学習、サービス・ラーニング支援事業
- (4) 正課外学修（学習）支援事業（自主プロジェクト及びボランティア活動並びにラーニング・コミュニティ支援等）
- (5) SDGs推進事業
- (6) 相談事業

(部門)

第4条 前条の事業を遂行するため、本センターに次の部門を置く。

- (1) 地域連携部門（サービス・ラーニング支援、ボランティア活動等の正課外学修（学習）支援、地域連携支援、相談事業支援）
  - (2) 産官学教育連携部門（産官学教育連携支援、自主プロジェクト等の正課外学修（学習）支援）
- 2 各部門においては、所管する各事業を推進するため、必要に応じてプロジェクトを開設することができる。

(運営組織)

第5条 本センターは、次の構成により運営する。

- (1) 所長 1名
  - (2) 各学部教授会構成員から選出された教員
  - (3) 社会連携担当部署の所属長
  - (4) 研究員 若干名
  - (5) 客員研究員 若干名
  - (6) 非常勤コーディネーター 若干名
- 2 前項の規定にかかわらず、社会連携教育専門教員として、本学専任教員を置くことができる。当該教員は理事長が任命する。
- 3 第1項第6号に定める構成員は、コンシェルジュを兼ねる。

(所長)

第6条 本センターに、所長を置く。

- 2 所長は、本センターを代表し、事業及び事務を統括する。
- 3 所長は、本学の教授のうちから、理事長が任命する。
- 4 所長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 任期中に所長が欠けたとき、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(部門長)

第7条 各部門に部門長を置く。

- 2 部門長は、本センター構成員から、本学の教授又は准教授をもって充てる。
- 3 部門長は、所長が指名する。
- 4 部門長は、部門の業務を掌理する。
- 5 部門長の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充された部門長の任期は、前任者の残任期間とする。

(研究員)

第8条 第5条第1項第4号に定める研究員は、第4条第2項のプロジェクトに応じて、日本女子大学専任教員及び附属校・園教諭のうちから、運営委員会の議を経て、所長が任命する。

(客員研究員)

第9条 運営委員会が事業推進のために必要と認めた場合、本学専任教員及び附属校・園教諭以外の者を客員研究員として委嘱することができる。

2 客員研究員の委嘱・解任は、運営委員会の議を経て、所長が行う。

(運営委員会)

第10条 本センターの次の事項を審議するため、運営委員会を置く。

- (1) 事業実施報告、決算・収支報告
- (2) 事業計画、運営方針及び予算
- (3) 運用委員会に関する重要事項
- (4) 研究員及び客員研究員の選考並びに委嘱及び解任
- (5) 企画に関する重要事項
- (6) 理事会から付託された事項

(運営委員会の構成)

第11条 運営委員会は、理事長、学長、副学長、常務理事、所長、本センター担当理事、各学部長、生涯学習センター所長、事務局長、総務部長、財務部長、管理部長、学務部長、学務部事務部長、学生生活部長、通信教育・生涯学習事務部長をもって構成する。

(運営委員会の委員長)

第12条 運営委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。

- 2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長にやむを得ない事故があるときは、委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(運営委員会の成立等)

第13条 運営委員会の成立には、委員の過半数の出席（委任状を含む）を必要とする。

- 2 前項の定足数は、国外出張中の者、休職中の者、病気その他の理由により引き続き2ヶ月以上欠勤中の者及び公務出張中の者を、運営委員会から除外して算定する。
- 3 運営委員会の議決は、出席委員の過半数によるものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(運用委員会)

第14条 本センターの次に掲げる事項を審議するため、運用委員会を置く。

- (1) 社会連携に係る企画、立案に関する事項
- (2) 社会連携の事業等の実施に関する事項
- (3) 社会連携に係る学内外との連絡調整に関する事項
- (4) 社会連携に係る情報の収集、整理及び情報発信に関する事項
- (5) 運営委員会から付託された事項

(運用委員会の構成)

第15条 運用委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 所長
- (2) 第5条第2項により選出された教員
- (3) 研究員及び社会連携教育専門教員
- (4) 大学改革推進室長、総務部長、入学・広報部長、学務部長、学務部事務部長、学生生活部長、通信教育・生涯学習事務部長
- (5) 大学改革推進室課長、総務課長、西生田総務課長、広報課長、研究・学修支援課長、教務・資格課長、西生田学務課長、学生課長、キャリア支援課長、生涯学習課長

(運用委員会の委員長)

第16条 運用委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。

- 2 委員長は、運用委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長にやむを得ない事故があるときは、委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(運用委員会の成立等)

第17条 運用委員会を各期に1回以上開催するものとする。ただし、議長が必要と認めるときは、臨時運用委員会を開催することができる。

2 運用委員会の成立には、委員の過半数の出席（委任状を含む）を必要とする。

3 運用委員会の議決は、出席委員の過半数によるものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（事務）

第18条 本センターの事務は、大学改革推進室が行う。

（会計）

第19条 本センターの会計は、学校法人日本女子大学に属し、財務に関する諸規程の定めに従い処理し、各年度の予算は、理事会の承認を得なければならない。

（利用料等）

第20条 本センターの事業にかかる受講料、講師料、謝金及び報酬等については、別に定める。

（著作等に関する権利）

第21条 本センターにおける事業活動、調査等に基づく著作等に関する権利の帰属及び利用については、別途定める。

（実施細則）

第22条 本規則の実施に関する必要事項は、別途細則で定める。

（改廃）

第23条 本規則の改廃は、運営委員会の議を経て、理事長が行う。

（雑則）

第24条 本規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

本規則は、2020年4月1日から施行する。